



JASDAQ

平成23年12月7日

各位

会社名 ヤマトマテリアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 森川 香
(JASDAQ・コード7620)
問合せ先
役職・氏名 取締役企画本部長 松崎 一夫
電話 03-5639-3085

親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成23年12月13日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

平成23年10月21日、株式会社森川企画（以下「公開買付者」といいます。）は、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議し、その旨を表明しました。

平成23年10月24日から同年12月6日までに実施された本公開買付けの結果、本日、公開買付者から当社の普通株式3,618,277株（議決権数：3,618個、総株主等の議決権に対する割合：97.42%）の応募があった旨の報告がありました。

この結果、公開買付者は、平成23年12月13日（本公開買付けの決済開始日）付で、公開買付者の当社の総株主の議決権に対する所有割合が50%超となり、公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であったヤマト科学株式会社及び主要株主であった森川巽氏より、その保有する当社の普通株式の全てについて、本公開買付けに応募した旨の報告をそれぞれ受けましたので、本公開買付けの結果、平成23年12月13日（本公開買付けの決済開始日）付で、ヤマト科学株式会社は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、森川巽氏は当社の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社森川企画による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社森川企画	
(2) 所 在 地	東京都品川区北品川五丁目15番7号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 森川 香	
(4) 事 業 内 容	当社の株式を取得及び保有すること	
(5) 資 本 金 の 額	1,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成20年10月1日	
(7) 大株主及び持株比率	森川ホールディングス株式会社 100%	
(8) 上場会社と 当該株主の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である森川香氏は、公開買付者の代表取締役社長を兼務しております。また、当社の取締役会長である森川智氏は、公開買付者の取締役を兼務しております。また、当社の従業員1名が、公開買付者の従業員としての業務を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 名 称	ヤマト科学株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋本町二丁目1番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森川 智
(4) 事 業 内 容	理科学機器・産業試験装置機器類の製造販売
(5) 資 本 金 の 額	757,500,000 円

(3) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 氏 名	森川 巽
(2) 住 所	東京都品川区

3. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合等

(1) 株式会社森川企画

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	3,618個 (97.42%)	—	3,618個 (97.42%)	第1位

(2) ヤマト科学株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	952個 (25.63%)	—	952個 (25.63%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(3) 森川巽

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	789個 (21.24%)	—	789個 (21.24%)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

(注1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成23年11月11日に提出した第68期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(3,714個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成23年12月13日（本公開買付けの決済開始日）

5. 今後の見通し

当社の平成23年10月21日付プレスリリース「公開買付けの賛同意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全てを取得することができなかったことから、以下の方法により、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得するための手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、当社は、①当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式を交付すること（但し、当該別個の種類株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定です。

また、上記各手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対する承認決議がなされ、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催する予定です。なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることとなる金銭の額については、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保

有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は、当社の保有する自己株式を除く当社の発行済株式の全てを公開買付者が保有することとなるよう、公開買付者以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

公開買付者は、原則として、本公開買付け後の平成24年2月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに上記各手続を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株式の株主の皆様の当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対して、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該当社株式の株主の皆様へ交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記各手続の実行後、当社との間で、当社を吸収合併存続会社、公開買付者を吸収合併消滅会社として吸収合併を行うことを予定しております（具体的な時期は未定であります。）。

当社普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ市場（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されておりますが、公開買付者は、適用ある法令及び上記の手続に従って、自らが当社の発行済普通株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合には、当社普通株式は、JASDAQの有価証券上場規程に定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以上